

地区計画内建築等届出書 チェック表

◇◇◇上高田第一地区◇◇◇

チェック項目	住宅地区 (第一種住居地域)	商業系地区 (近隣商業地域)	チェック欄
Ⅰ 審査基準：建築物等の用途の制限			
用 途 制 限 (建 築 不 可)	・ホテル、旅館等 ・ボーリング場、スケート場、水泳場等 ・自動車教習所 ・畜舎（15㎡を超えるもの） ・卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	・畜舎（15㎡を超えるもの） ・卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	
Ⅱ 審査基準：柵・塀の構造の制限、その他			
緑化の推進について		道路沿いを緑化。やむを得ない場合は下記の基準とする。	
塀・柵	高 さ	透過性のある柵 1. 4m以下（柵沿いを同時施工で緑化）	
		透過性のない塀 1. 2m以下（塀沿いを同時施工で緑化）	
※建物と植栽等の外構工事が同時に施工されない場合は、その将来計画等を配置図に記載すること。			

○ その他

高さ 13m又は建築面積が 1,000 ㎡を超える建築物を建築する場合は、まちづくり課と大規模行為に関する協議を行ってください。

地区計画における提出書類のチェック表

行為の種別	添付図書	摘要
共通事項	☐ 届 出 書	
	☐ 位 置 図	☐ 当該行為の土地の区域を表示 (縮尺 1/2,500 程度)
☐ 建築物の建築	☐ 配 置 図	☐ 建築物の位置を表示 ☐ 整地高さを表示 ☐ 植栽は将来計画すること、工事着手の 30 日前までに地区計画の届出をすることを記載 (道路沿いの緑化を同時に行わない場合)
	☐ 各階平面図	
☐ 工作物の建設	☐ 配 置 図	☐ 工作物の位置を表示 ☐ 道路沿いの緑化計画
	☐ 立 面 図	☐ 高さ等を表示
☐ 工作物の形態の変更 (かき又はさくのみ必要)	☐ 配 置 図	☐ 変更部分を表示
	☐ 立 面 図	☐ 高さ等を表示
☐ 建築物の用途変更	☐ 面積求積図	☐ 変更部分の延床面積計算表
	☐ 各階平面図	☐ 変更後の用途を表示

※申請の内容により、参考資料として上記のほかに書類の提出を求める場合があります。